



# 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の 一部改正に係る周知内容等について

令和3年10月11日  
労働基準局安全衛生部労働衛生課

# パブリックコメントの状況

## ○ パブリックコメントについて

パブリックコメントには1,542件の意見が寄せられ、「女性専用トイレを廃止すべきでない」等の意見が多数を占めていた。

【パブリックコメントに寄せられた主な意見    ●反対意見 / □中立 / ○賛成意見】

- 小規模な事業所ほど女性が多く働いており、マイナス方向に影響を受ける人が多く無視できないため、小規模事業場であっても、トイレは男女別に設置することを原則とすべき。
- 例外に該当する事業場であっても、労働者数の変動によって男女別の設置義務が生ずることもあるが、後から改修することは困難であるため、女性専用トイレは必ず設置しておくべき。
- 男女共用トイレ自体認めるべきでない（性暴力、盗撮、サンタリーボックスの管理、臭い等による精神的苦痛、清潔保持の観点）。
- 既存のトイレを共用トイレにするのであれば、女性用トイレの数は減らすべきではなく、男性用トイレの全部又は一部を共用化すべき。
- 共用トイレの場合、場所としてどちらの性別が入ってもおかしくないため、犯罪の抑止効果が少なく、また、押し入れられた時に逃げられないため、女性用トイレは必ず設置すべき。
- 女性の雇用促進、性的少数者への配慮、小規模事業者の負担軽減など、多方面からのメリット・デメリットを踏まえた議論が必要。
- 従業員数名で事業を行う零細企業や、労働者数は一定程度いるが、フルリモートワークのため常時就業する人数が少ない職場にとっては、男女別にトイレを設置し、清潔に維持するのは困難。男女別でない柔軟な運用を認めることは労働者の安全衛生に資する。

# 懸念事項への対応方針

- 前回分科会及びパブリックコメントにて挙げられた懸念事項を踏まえ、以下の事項について、施行通達により明示することとする。
- 改正省令の施行に先立ち、「小規模な作業場における特例は、やむを得ない場合に限った例外規定であり、便所は男女別設置が原則」である旨を広く周知する。

## 【施行通達により明示する事項】

### 懸念事項① 小規模な作業場でも便所は男女別に設置するべき

- 作業場の規模にかかわらず、便所は「男女別」が原則である旨
- 例外規定を設けた趣旨（マンションの1室など、構造上増設が困難な場合等）
- 同趣旨に鑑みれば、既設の男女別便所の廃止や他の用途への転用は許容されるものではない旨
- 作業場を新たに設置する場合（新たに建物を賃借する場合を含む。）においても、その後の労働者数変動の可能性を踏まえ、あらかじめ男女別の便所を確保しておくことが適当である旨

### 懸念事項② 性暴力等を目的に個室に押し入れられた時に逃げられない

- 異常事態発生時の対応（防犯ブザーの設置、管理者による外側からの緊急解錠等）

### 懸念事項③ 精神的苦痛が生じる（盗撮のおそれ、サニタリーボックスの管理、清潔保持、臭い等）

- 独立個室型便所が備えるべき要件（視覚的・聴覚的遮断によるプライバシーの確保、堅牢、施錠、手洗い設備の近接した場所への設置等）
- 盗撮防止、サニタリーボックスの管理方法、消臭や清潔の保持など便所の使用や維持・管理に関するルール・マナー

※ 懸念事項②及び③は、「共用でない個室型便所」でも同様の問題が生じうるため、施行通達において上記と同様の対応が必要である旨を明記